

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年3月7日（金）午前10時

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	志摩浩志君	副委員長	前島広紀君
委員	木野田誠君	委員	中馬幹雄君
委員	厚地覚君	委員	新橋実君
委員	常盤信一君	委員	岡村一二三君
委員	下深迫孝二君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

議員 植山利博君

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

商工観光部長兼 観光課長	藤山光隆君	まちづくり調整監	脇迫正文君
商工振興課長	池田洋一君	商工観光政策G長	田島博文君
建設部長	篠原明博君	建設政策課長	川東千尋君
建築住宅課長	矢野昌幸君	建築G長	侍園賢二君
政策G主査	宮田久志君		

霧島商工会議所専務理事	山口剛君	始良霧島地域 広域指導センター所長	村田伸明君
霧島商工会議所 中小企業相談所所長	前田義朗君		

- 7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 隈元秀一君

- 8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第13号 議決事項の一部変更について（工事請負）

陳情第1号 陳情書（「鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料補助制度の創設」について）

- 9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開会 午前10時00分」

○委員長（志摩浩志君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。本日は、去る2月25日の本会議で本委員会に付託になりました議案1件及び陳情1件の審査を行いたいと思います。ここで委員の皆様にお諮

りいたします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」という声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。まず、陳情第1号、陳情書（「鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料補助制度の創設」について）を審査いたします。陳述人の説明を求めます。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

霧島商工会議所の前田と申します。本件の趣旨につきまして、簡単に御説明を申し上げます。現在、私ども商工団体では、地元商工業者の公的資金の金融のあっせんを行っているところでございます。比較的信用力の弱い中小企業・小規模事業者は、金融機関等の独自のプロパー制度の融資制度を受けることが非常に困難であることから、信用保証委託制度を利用しまして鹿児島県の信用保証協会の保証を頂き、制度融資を受けていらっしゃる業者さんが多数いらっしゃいます。調査をしましたところ、保証料総額で7,450万円ほどの保証料を支払って、御利用をされているのが実態でございます。なお、信用保証協会の制度につきましては、一般保証制度と県の制度資金と2種類ございまして、私ども商工団体のほうがあっせんを行っているのはいわゆる制度資金、県の制度資金のみのあっせんを行っているところでございます。この制度資金につきましては、鹿児島県のほうから一部補助がなされておりまして、7,500万円のうちの約1,360万円程度が県費補助をなされているところでございます。この中小企業の方がこの制度を利用したいという思いは大変強いものがあるんですが、多額の保証料を負担しないとけないという、こういうことが非常に重荷になりまして、利用したくても躊躇なさっている事業者の方も多数いらっしゃるのも事実でございます。平均で大体三十六、七万円ほどの負担を強いられていると。県費補助の補助後の負担でございますが、強いられているのが実態でございます。私どもはこのような実態を踏まえまして、当霧島市において幾らかの補助をできれば、地元商工業者の金融の円滑な資金調達につながるのではないかと思います、陳情させていただきました。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（下深迫孝二君）

ちょっとお尋ねいたしますが、今、年間、商工業者の商工会議所を通しての借入れというのはどのくらい、あるいは商工会・商工会議所を通してあるのか。まず、お聴きを致します。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

霧島商工会議所のほうの件数を申し上げます。平成24年度の実績ベースでございますが、あっせん件数で243件、総額で18億7,974万円というあっせん金額でございます。うち、県の制度資金につきましては、88件の8億8,240万円というあっせん件数でございます。

○始良霧島地域広域指導センター所長（村田伸明君）

商工会の村田です。商工会のほうのあっせん件数は、24年度1年間で合計で94件、12億9,880万円です。決定件数が88件で10億3,350万円ということになっております。

○委員（下深迫孝二君）

やはり今のこういう景気の悪いときですから、なかなか中小業者・零細業者の皆さん方、金策に

も御苦労されていると思うんですけども、商工会議所あるいは商工会を通してこうして利用ができれば、零細企業の皆さん方にとっては非常に有り難いのではないかという気は致しておりますけれども。ただ、返済などが滞っている案件というのはどんな状況なんですか。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

いわゆる保証協会の代位弁済という形になろうかと思いますが、これも年によりまして大変変動があります。今朝ほどの新聞だったかと思いますが、去年に比べて大幅に減っていると。現在、そういう状況になっているわけでございます。私どものほうも正確にその数字を把握しているわけでは、商工団体のほうとしてはあっせん業務のみということになっておりますので、正確なその数字自体を把握しているわけではございませんが、私どもの会員の方がやはり年に数件は代位弁済が出ているのが事実でございます。ただし、こちらにつきましては資産売却とかまた保証人さん等の幾らかの資力がある方については、保証債務を履行されますので、全額が保証倒れになっているというわけではないことを付け加えさせていただきます。

○始良霧島地域広域指導センター所長（村田伸明君）

商工会のほうも同じように、融資をしている案件で滞っている案件も数件ございますが、それにつきましては、かねてから経営改善の指導ということで経営改善の計画書を作ったり、あるいは現場で指導をしたりしながら、円滑な返済ができるように努めているところでございます。非常に厳しい状況ですけど、若干アベノミクスの関連で補助事業等出ましたり、あるいはいろんな建設関連の公共投資等で少しずつ売上げが上がっている業種も見られますので、それらを当方としましても積極的な指導をしながら、経営改善に向けて指導していきたいなと思っているところでございます。

○委員（中馬幹雄君）

今、前田さんの話では、代位弁済については、要するに融資だけで、後のほうは数字が分からないと言われましたけれど、本来ならば融資をするほうが、何件くらい代位弁済を受けることになって、そしてまたその代位弁済については、多分、長期年賦になると思うんですけど、それが果たして計画どおり返納されているか、代位弁済を受けた後の延滞がないか、その辺のチェックというのはされていないんですか。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

数字自体は毎年、保証協会のほうから一定期間におきまして代位弁済が何件だったよという報告は参っております。ちょっと手元にその数字を持ってきていないものですから、正確な数字はちょっとお答えできないところでございました。申し訳ございません。

○委員（常盤信一君）

陳情書の中にも書いてありますが、ほかの自治体でも創設しているところもあるというふうに書いてあるわけですけども、資料の中にも書いてあるようですが、こうしたことをすることによってどういう効果が実際、この自治体等で起こっているか、お聞きになっていければ出していただければと思います。

○始良霧島地域広域指導センター所長（村田伸明君）

今、商工会・商工会議所の融資の主なものは、日本政策金融公庫の融資と県の制度資金というの

が主なものでございます。日本政策金融公庫の融資につきましては、保証料というのがなくて、金利も非常に低利で、2%前後の非常に低い低利な融資ということで行われておりまして、非常に利用が多いわけですが、県の制度資金につきましては、保証料というのが金利にかぶさるものですから、そこでやはりあっせんの数から言うと、日本政策金融公庫のほうが断然あっせんが多いということでございまして、そういった面から保証料の補給をしていただくと、そちらのあっせんも多くなるということで、事業者の方は融資が県の制度資金と日本政策金融公庫のほうと交互に使えば、非常に円滑な資金繰りができるということで、非常に事業がやりやすくなるという、そのような効果があると思っております。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

付け加えまして、以前、経済対策特別資金という保証制度が創設されておりました。現在は失効になっていて廃止になっているわけですが、このときに県費補助の約半額を霧島市のほうから保証料補助を頂いたという制度がございました。そのときには、やはりその保証料の負担というのが非常に少なかったものですから、経済対策特別資金というのが非常に伸びたという経緯がございました。やはり規模の小さい商工業者が多いのが現状でございますので、より少ない負担で利用したいというのが本音のところではないかと思っております。

○委員（木野田誠君）

単純な質問ですが、保証料というのは借入金の何%くらいですか。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

少し資料を配らせていただければよろしいでしょうか。

○委員長（志摩浩志君）

はい。

[資料配付]

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

今お手元に、県庁のほうが発行している色のついたほうのパンフレットと保証協会さんのほうがお作りになっているパンフレットと2種類配らせていただきました。私どもがあっせんを致しているのは色のついたほうのパンフレット、こちらのほうの色のついたほうのパンフレットでございます。同じ内容がもう一つの冊子のほうにも載っているんですが、鹿児島県の制度資金という形で載っているのがそちらの数種類の資金でございます。この資料の右から3番目ですか、信用保証料率というのがあろうかと思いますが、ここが保証料率ですので、少し金利とはちょっと違う計算を致します。この中に、以前は何%というふうに規定をされていたんですが、現在は各企業者の信用力に応じて保証料率が決定されると。これは、金融機関ではなく保証協会のほうで決定するというふうになっております。やや信用力が劣るものについては、やはりその保証料率は高くなりますし、若しくは例えば災害等があったりとか特別なそういう指定を受けると、保証料はもうゼロというような制度も中にはあります。この保証料率が大体0.29%とか、安いところでは0.29%から高いところでは1.8%とか1.78%とかそういう数字があろうかと思いますが、別途の白いほうのパンフレットにある一般保証、いわゆる制度資金ではない一般保証のほうの保証料は、これよりもまだ高いというところがございます。現状においては私どもと致しましては、保証協会の保証は一般保証であれ

県の保証であれ、保証協会としては保証業務については何ら差異はございませんので、より有利な制度資金のほうを進めているところではございますが、制度資金では金額等で対応できないパターンの中にはありまして、残念ながら一般保証で高い保証料を払わないといけないということもまれに起こってはいるところがございます。保証料率につきましては、あくまでも企業の信用力に応じて決定をされているというところがございます。

○委員（岡村一二三君）

先ほどの質疑・答弁の中で、代位弁済の件数・金額はお示しできなかつたようですが、実態は把握されていらっしゃるのかどうなのか。実数を把握していらっしゃれば、やはりこの陳情を出していらっしゃるわけですので、正確にそれを求めたいところです。

○始良霧島地域広域指導センター所長（村田伸明君）

実態は保証協会のほうから来ておりますので数字はつかめているんですけど、ちょっと持ってきておりませんので、それにつきましては後もって提出させていただくということでお許しいただければと思います。

○委員（下深迫孝二君）

今、頂きましたこの白い紙を見ますと、保証料補助というところを見ますと、鹿児島市だとか、あるいは枕崎、出水、川内、阿久根、西之表、曾於、南さつまですか、という所は既にされているわけですね、これは。基本的に、例えば分かりやすいために、1,000万円お借りしたときに、どのくらいの保証料の補助というのは、今、こう出されているところは必要なかということ、まずちょっとお示しいただけませんか。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

今、こちらのお手元にお持ちの資料の、大体私ども平均の申込みが、保証協会付きで私どもに限っては、大体ちょうど1,000万円くらいでございます。もちろんその借入期間とか信用力に応じて、先ほど説明しましたように若干違いはありますが、県のこの当初保証料額、本人負担のほうで平均の負担が大体36万円くらいかなというふうに思っております。そのうちの県が大体8万円程度を負担しているような状況でございますので、市におきましては先ほど申し上げた経済対策特別資金があったときのように、例えば8万円の半額補助とかそういったのを頂けるとより使いやすい制度になるのではないかなというふうに思っております。

○委員（下深迫孝二君）

半額の4万円くらい補助をしてもらえれば、商工業者は非常に助かるということですよ。そうすれば、元気が出てくれば、また市のほうにも税収で戻ってくるというふうに理解していいですね。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（木野田誠君）

私は特に農業関係で今までいろいろ借入れはしましたけれども、よく言われるのが商工業者には全然補助金がないというような話を聞くんですが、全く補助金みたいなものは商工会・商工会議所関係にはほとんどないんですか。中小の店主とかそういうところになるとは思いますけれども。

○始良霧島地域広域指導センター所長（村田伸明君）

おっしゃられたとおり、農業者とかほかの産業に比べまして、中小企業に対しての直接的な補助

金というのは、国の補助も非常に少なく、農業と比べると残念だなというところでもございました。ただ、昨年の24年度の補正予算からですけれど、景気対策で国のほうもやっと中小企業向けの補助金が準備されまして、昨年からはものづくり補助金とか操業の補助金とかいったことで、新しい事業をする方に3分の2補助をしましょうという補助金が出まして、公募が盛んに行われておりまして、鹿児島県内でも大分採択を受けております。正確な数字は持ってきておりませんが、うちでも二十数件補助金の申請をしまして採択を受けております。そういったことで、ここ数年は非常にそういう制度も出てきましたが、これも景気対策の補正予算で限定的なもの、消費税が上がるまでの限定的なものではないかなと思っておりますので、そういった意味では恒常的なそういう補助制度が出てくることを祈っております。

○委員（新橋 実君）

私の友人が、先日も独立開業型ですか、これで支援をしていただきたいということで、何か商工会議所のほうに行かれたらしいんですけれども、結局これについては何か地元である程度働いてそれなりの人を何人か雇うとか、そういうことでないと何か補助金とかこの支援資金ですか、これも出ないという話があったんですけれども、その辺の仕組みというのはどういうふうな形になっているんですかね。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

こちらの県の制度資金の操業支援資金につきましては、特にその従業員等の要件はございません。ただし、去年の4月以降、自己資金要件がつかまして、総体の事業費の25%以上の自己資金が確認できないと、まず保証協会の保証が得られないという縛りはちょっとできたところでもございます。

○委員（新橋 実君）

結局地元で働くとか、霧島市でももちろん企業を起こすわけですけれども、今までよそにいらっしやったわけですね。それが、帰ってきて地元とするのには、全然対象にならないというようなことで、結局地元で働いて、ある程度税金を払っていないとできないというようなことも言われたんですけれども、その辺は問題ないんですね。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

居住条件が一部ある資金もあるんですが、鹿児島県内に住所がないといけないとか、そういったのはありますが、特に税金を払っていないといけないとか、当然非課税の方もいらっしやいますので、未納がなければ特に問題はないというふうに理解しております。

○委員（中馬幹雄君）

融資を受ける場合、例えば前の資金で債務保証のもので代位弁済を受けていると。現在、それが進行中であると。そういう人がまた申請を出した場合は、貸付けが可能なんですかね。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

結論から申し上げますと、かなり難しいと思います。まず、金融機関のほうで代位弁済になっている場合は、まず取組をされないし、当の保証協会が保証をすることは、まずもってないかと思いません。

○委員（厚地 覺君）

この保証料というのは、例えば1,000万円借りた場合に、2%の場合は20万円天引きして保証協会

は貸付けをするわけでしょう。どうなんですか。

○霧島商工会議所中小企業相談所所長（前田義朗君）

ここがちょっと保証料率というふうになっているものですから、実際はその分割係数とか、ちょっと一定の計算式がございまして、1,000万円の場合は20万円というふうには実際ならないんですけど、一般的には金額が多額にならない場合には、実行分からその保証料は差し引いて保証協会さんが徴収されると。分割希望ということもあり得るんですが、一般的にはもう一発で徴収されるパターンが多いようでございます。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで陳述人に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時31分」

「再開 午前10時35分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、陳情第1号について、執行部の見解説明をお願いいたします。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

今回、市商工会、同じく商工会議所から、鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料の補助制度の創設を求めるということで陳情が上がっておりますけれども、市の現状と考え方につきまして、池田課長のほうから御説明申し上げますので、御審議方よろしくお願い申し上げます。

○商工振興課長（池田洋一君）

私のほうから市の考え方、今までの経緯とかにつきましてお話ししたいと思います。まず、この信用保証料の補助につきましては、以前、リーマン・ショックから新燃岳、また口蹄疫というところで災害対策本部が設けられまして、それにつきまして市のほうも補助をしていたという経緯がございます。これにつきましては平成20年度の下期から平成21年、平成22年ということで、信用保証料の補助を行っております。それと、今、資料で各市の状況をお配りしましたけれども、まずこの表におきましては利子補助と保証料補助の関係でお示ししております。その中で、右側は保証料の補助を行っている所、左は利子補給補助を行っている所というところがございます。そうなりますと、両方というのがなかなかございません。その中で薩摩川内市につきましては、利子補給補助・信用保証料補助につきましては全て100%という形になっておりますけれども、ここにつきましては原発等の関係で、停止になった関係で、こういう優遇という形で両方とも行っていると。それと、富士通等が撤退というようなことがございます。そのほかにつきましては、どちらかの補助で行っているという状況にあります。それで、私どものほうの行政側と致しましても、こういう形で緊急的な何か経済対策というようなものがあつた場合には、こういう利子補助プラス信用保証料補助の検討というのは考えられますけれども、常時両方ともというのはちょっといかがなものかというようなふうにございます。いろんな意味で支援は今後も考えているんですけども、この信用保証料補助につきましては、他市の状況を見ながら臨機応変に対応させていただくというふうにございます。

ております。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま見解説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（下深迫孝二君）

まず、一、二点伺います。まず、霧島市の場合、大手のAZだとか、ああいうものが来て、零細業者の商工業というのは非常に打撃を受けているということ、あなた方はどのように捉えていらっしゃるのか。やはり活性化するまちには必ず大手は乗り込んでくるんですよ。隼人の見次の手前のイオンですか、ありますけれども、そういう状況の中、ただ安泰してはいけないと思いますよ。零細業者もやはり救ってやらないと、先ほども今、この商工会・商工会議所が見えたときには質疑が出ただけけれども、私も農家をやっていたので分かるんですけど、農家にはかなり手厚い保証があるんです、国にしても市にしても。子牛を買うのにも5年間50万円まで無利子といったようなそういう制度もあるんですよ。だから、やはり商工業にしても小さいながら生き残らなければならないというのがあるわけです、生活をするためには。そこら辺をまずどのように捉えていらっしゃいますか。

○商工振興課長（池田洋一君）

ごもっともだというふうに思っております。その中で、いろんな零細の商工業者の方々に對しまして、去年等におきましてもいろんな対策を、リフォームも今やっていますけれども、それとプレミアム付商品券とかいろんな形で、広範囲な形で個人的に幾らという、補助金というのは商工サイドでは持っておりませんが、全体的なもので底上げをしたいというようなふうに思って、今でも取り組んでいるというところで御理解いただきたいと思っております。

○委員（下深迫孝二君）

この4月から消費税が導入されますよね。そうすると、また冷え込んでくるわけですよ。そして、大手は大量仕入れをやっているので安くお客さんにも提供ができる。中小業者というか零細業者ですよ。そんなことをしたら、利息にも何もならないわけですよ。一例を挙げますと、チャーミー、焼酎を売っていますね。あそこに行って買えば、かなり安いんですよ。それで、小売店に聞いてみますと、チャーミーで安く売られている値段で我々は仕入れているんですよというようなお話を聞きました。そうすれば、おのずと高く売らないと利益はない。そうしたときに、高く売ればまた売れないわけですよ。だから、やはりこれは霧島市、県下第2のまちということで、そこそこ元気のあるまちなんだと思いますよ。であれば、幾らかほかに先駆けて利子補給はされているけれども、その保証料ですか、そういうものも余計は出せなくても、出してもいいのではないかと。今申し上げますように、畜産農家なんか、お金をたくさん持っている人もいますよ、大きくされている方なんかは。そういう人たちにも毎回補助があるわけですから、そこら辺がちょっと矛盾していませんか。どのようにお考えですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

当然、今おっしゃったことも大事なことでと思います。それと、私どものほうも商工業者に対して何らかのいろんな支援をしたいというふうに考えております。今、4月から消費税増税ということで、私どものほうはそれに合わせながら、今、リフォームの関係の事業を支援しているんですけ

れども、先の議員さんの一般質問の中で、消費税対策というものはというような質問が出ました。その中で、また市長等からも指示を受けておりますので、即効性のあるような何か支援事業がないかということ、今、部内で協議をしておりますので、その辺も御理解いただければなというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

御理解いただければと言われても、理解できないところもあるからこうして質疑をさせていただいているんだけど、やはりさっき、畜産農家を例に出しましたけれども、3頭牛を持っている所、これは零細ですよ。そこにも5年間無利子という形で50万円、3頭飼った場合150万円、無利子で貸していただけるんですよ。私も2頭しか借りませんでしたけれども、4年間で返済もしましたけれどもね。そのような、言うならば利子補給ですよ。それで、保証人も要らないわけですよ、市のものだから。そうしたときには、そういう手厚い保証があるんです。そして、私は例えば50頭持っているよという人でも、やはり子牛を飼っていけば、お金を持っていても50万円無利子で借りられるんですよ。だから、そこら辺は、それはそれで農家も助かっているわけで、いいですよ。だけど、商工業というのもやはり一つのそういう飯を食うために事業をされているものとしたときには、やはり同じような対策も打っていかなければいけないのではないかというふうに私は思うんですが、どのようにお考えですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

何度も言うようにすけれども、私どものほうもいろんな支援をしたいというふうな考えは同じでございます。その中で、この信用保証料という補助金に対しましては、既にこの借入れをされた方には、霧島市の場合はこの利子補給で2%という補助を行っております。それと、また同じ借入れをされた方に重複するような形での信用保証料というのになっておりますので、仮にうちのほうの利子補給で、仮に借入額の2,000万円借りた場合は、2%でございますので40万円の補助は行っていると。その上にまたこの信用保証料を二重に補助するべきなのか。それとも、私たちが今、申したような形で、何かその災害時とか緊急時とか、そういうときにはそういう二重に補助を行ってもいいのではないかと思っているんですけれども、その辺のところをちょっと私どものほうは検討しながら協議をしているというところでございます。

○委員（下深迫孝二君）

今回は、ちょうど消費税も値上げをすると。例えば今回、3%上がっても、次また2%上げる。ですから、ここ二、三年は一番厳しいときですよ。だから、そこら辺も重々考慮していただいて、そして早く零細業者も元気になっていただいて、税金を払っていただくということも大事だと思いますので、十分前向きに検討していただきますように要望します。

○委員（新橋 実君）

今、霧島市では、先ほど資料を頂きましたけれども、本来は借入金額の1%補助なのに、24年から26年については2%になっていますよね。これは今後、どういうふうな形で考えていらっしゃるのか。それと、昨年1年間の利子補助、この金額がどれくらいあったのかお伺いします。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、新橋委員のほうからありましたように、通常は1%でございますけれども、結果的には今、

この2%を継続しているということでございます。これにつきましては、先ほど申したような形でリーマン・ショック、新燃岳、口蹄疫と続きましたので、その辺のところを踏まえながら、今、2%をしなから、今の商工業者の状況というのを踏まえて、やはり2%を継続するべきではないかというふうで、我々もそう思いながら、今、2%を継続しているということでございます。それと、利子補給の補助金につきましては、数字で申しますと平成25年度が369件の借入れがございました。その中で6,032万1,000円の補助金をこの方々に利子補給補助として助成しております。平成24年度につきましては367件、6,110万9,000円という形で、毎年のように6,000万円くらい、借入れをされた方に補助金で助成をしているというのが、今の状況でございます。

○委員（新橋 実君）

限度額が40万円ということなんですけれども、実際この限度額いっぱいの方が多いのか。それとも、今の現状でいけば2,000万円を借りれば40万円が最高なんですよね。借入れ自体の金額というのはどれくらいになっていますか。分かったら教えてください。

○商工振興課長（池田洋一君）

当然2,000万円以上借りられる方も、大きな3,000万円の方もいらっしゃいますけれども、通常ちょっと、今、数字的なものはございませぬけど、私どもがいろいろ決裁等をするときに、約1,000万円前後の方が多いというふうに感じております。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。

○副委員長（前島広紀君）

委員長を交代します。

○委員（志摩浩志君）

この資料の中で、商工会・商工会議所からもらった資料と、今、執行部が出された資料と、阿久根市などにおいてはどっちもしていないというようなふうで、商工会議所からもらったのは両方ともやっているというようなふうで、会議所・商工会からは出水・阿久根が両方ともやっていることになっているんですが、執行部が出されたのには、どっちもしていないというような資料ですが、これはどっちが正しいんですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

この資料につきましては、私どもがここに2月27日という形で、役所のほうに直接電話をしまして中身を確認しております。こういう制度のものは、期限付きとかそういうのがございますので、いつまでもずっとやっていることではなくて、今年、何年度ではこれをするとかいう市も多々ありますので、私どものほうが今、2月27日の時点で直接聞いたものが、今、お出しした市の資料でございます。

○委員（志摩浩志君）

今、両方出されておりますので、予備があったらこれをお目通しして、確認をしていただきたいと思っております。

○副委員長（前島広紀君）

委員長を交代します。

○委員長（志摩浩志君）

委員長を交代します。しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前10時53分」

「再 開 午前10時55分」

○委員長（志摩浩志君）

再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

○委員（木野田誠君）

質疑があったかもしれませんが、この霧島市のところで限度額40万円までということを書いてありますけれども、この369件のうち40万円以上というのは何件くらいですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

仮に今、限度額が40万円ですので、借入金額の2%ということであれば、借入金額が2,000万円であろうと40万円というふうになっております。ですから、その2,000万円以上をお借りされた件数というのは、1割あるかないかという、ちょっとすみません、アバウトでございますけれども、1割ないかもしれません。追加で、この説明をしていなかったんですけれども、この信用保証料補助につきましては、県のほうも県の制度資金の中でありますので、県のほうも当然、今現在、信用保証料の保証料率の引下げというような形で行っております。ですから、それと当然、だから何だということなんですけれども、一応こういう形で県のほうも補助をしているというのは御認識いただきたいと思います。それと、ほかの、うちのほうからお配りしましたところでいきますと、県の借入れの融資制度のいろいろな借入れがございますけれども、主なところを見ても、県の中小企業振興基金という、この中小振興基金に対して市のほうが保証料の補助を行っているということで、全てに対して行っているというわけではございません。商工会のほうにちょっと聞いたら、県制度資金を全部というような言い方をされたんですけれども、それはちょっとまた全てというのはすごいですので、各市も一番ポピュラーな県の融資制度の中でも中小企業振興資金というような、一番上にありますけれども、それに限定をした補助制度を他市は行っているということで御報告させていただきます。

○委員（常盤信一君）

中小零細企業の振興条例の提案を2回、前回の議会中に質問させていただきましたが、ぜひ他市も含めて県内にないので努力をさせていただきたいということをお聞きしているわけですが、もちろん今、策定のための努力をされていらっしゃるというふうに思いますけれども、そういう状況の中で、この点についてはその中の振興するための一つとして眼中にあるということと、併せて財政事情が許せば考えてみたいという気持ちがあるのかないのか、お聴きしたいと思います。

○商工観光政策G長（田島博文君）

中小企業振興条例のほうを私のほうで御説明させていただきます。議員のほうから御質問を頂きまして、今現在は3月20日に関係の方々を集めて第1回の会議を開くということで予定をさせていただいております。その中には中小企業家同友会、それから市内の経済団体等を入れまして、まずあくまでも理念条例ではあるんですけれども、理念に対しての基本方針を定めなければペーパーだけの条例になってしまうということではまずいのではないかとということで、基本方針を定めるため

の会議を開き、新年度へ向けて何回かその会議の中で御協議いただき、中小企業振興条例の策定へ向けて努力をしているという、今の状況でございます。

○商工振興課長（池田洋一君）

今、うちのグループ長のほうが答弁したとおり、今、その準備に取り掛かって、来年度中には条例化するというような形で進めております。その中で、今、言ったこういう支援制度の中身とか、そういうのをいろいろ含めながら、その中で作り上げていきたいというふうに考えております。先ほど一般質問の中で、産業競争力強化法という質問等がありましたけれども、そういうのも踏まえて、そしてネット通信などもいろいろ御質問がありましたので、そういうものをセットにししながら、今、いろんな形で抱き込みながら、その組織を構築するような形で進めておりますので、来年度中にはお示しできるというふうに思っております。資金的なものにつきましては、そういう形で即効性があるものやら有効性のあるものなどをいろいろ考慮しながら、前向きに予算等もお願いできるところは致したいというふうに考えております。

○委員（下深迫孝二君）

商工観光部長あるいは課長、あなた方は大手企業さんのところはよく回っていらっしゃると思うんですけども、当然それは、回っていろんな苦情を聞いたりとか、あるいは改善しなければいけないところをしたりされていると思うんですけど、一人二人でやっていらっしゃる零細企業、そういう所も回って声を拾って、ちょっといろんなデータをとるためにされたことがありますか、ないですか。

○商工観光部長兼観光課長（藤山光隆君）

はっきりと言いますと、そういう一人二人とか、そういう小さな所は、現時点では私は回ってはおりません。ただ、こういう役職につきまして、商工会・商工会議所の職員の方々といろいろ話をしながら、全体的な情報としては、やはり自分の勉強という中でやってはおりますけれども、そういう個店も回ってというのは、まだ生の声というのは聞いてはおりません。

○商工振興課長（池田洋一君）

私のほうも特別、個店を回るというようなことはしておりませんが、今、部長が言いましたように、商工会・商工会議所の会議等もいろいろあります。青年部とかいろんな語らいもありますので、そういう場の中で個人といろいろ話し合うというような形で行っております。

○委員（下深迫孝二君）

よく分かりました。私、先ほどから農家のことを申し上げますけれども、農家においては牛を1頭しか飼っていない所も技術員が回ってきて、きちっと指導をしたり消毒をしたり、あるいはセリ前などは来て、いい牛などが出たときは、毛並みをそろえて、いいところに入れるようなそういうことまで指導をされているんですよ。これは悪いと言っているのではないですよ。これは大変有り難いこと。だけれども、商工業のあなた方も、ただ大きな会場だけでの声の聞き取りだけではなくて、やはりたまには抜き打ちで、あるいは横川の小さい商店だとか、あるいは牧園の商店とか、1市6町あるわけだから、1か所くらいずつはこうして回って、今どうですかといったような声を拾われることも、もっと温かい目を持って接することができるのではないかというふうに思いますので、これは要望をしておきます。

○委員（木野田誠君）

先ほど限度額が40万円という話がありましたけれども、そう数はいらっしゃらないということでありましたけれども、一番困っていらっしゃるのは、平均的に1,000万円というところがありましたけれども、1,000万円よりも少ない金額、何百万円か、あるいは500万円かもしれないし200万円かもしれない、その辺の方がやはり一番困っていると思うんですよね。その中で、利子補給とかこういう今度、今、話題になっている保証料ですね。この辺を保証していただくと、非常に私自身も有り難いと思います。特に商工会関係は、先ほどから言っていますように、補助金というのがなかなかありませんので。この限度額の40万円、これを半分に引き下げても、1,000万円であれば20万円です、あるいは30万円ですね。それを引き下げても、その部分を保証料の補助のほうに持っていくというような計算の方法というのは考えられないですか。

○商工振興課長（池田洋一君）

いろんな考え方があると思います。先ほど申したような形で、年間限度額を40万円にして約6,000万円の補助を行っている。その中で、1,000万円を超える方々から言わせれば、その限度額が40万円とかやはり言われるでしょうから。ただし、今おっしゃるとおり、実際借りていらっしゃる方は1,000万円以下がほとんどでございます。その中で、信用保証料のほうに回すとか今、ありましたけれども、この利子補給そのものは今の制度で何とかして、その上で、仮に我々が信用保証料を、制度を短期的でも行う場合については、2%は2%でちょっと減にさせていただいて、新たな予算の補助金という創設の中でさせていただければ、また変えればそれで喜ばれる方もいらっしゃるし、また逆に前のほうが良かったという方もいらっしゃると思いますので、その辺の別なものでちょっと考えさせていただくというほうが、私どものほうはいいのかなというふうに思います。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで執行部に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時08分」

「再開 午前11時11分」

○委員長（志摩浩志君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第13号、議決事項の一部変更について（工事請負）を審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（篠原明博君）

議案第13号、議決事項の一部変更について（工事請負）について御説明申し上げます。現在工事中の木之房団地建替（4号棟）建築工事の平成26年4月1日以降に施工する工事費分が、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴い、増額になるため契約変更を致したいので、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築住宅課長（矢野昌幸君）

議案の19ページになります。木之房団地建替（4号棟）建築工事の請負契約は、平成26年1月10日、平成25年度第4回定例会で可決されておりますが、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴い、平成26年4月1日以降の工事が増額になるため契約変更するものです。当初が税込みで2億3,415万円でありましたが、この額から平成25年度末の出来高払いを行った残りの額を、消費税5%から8%に置き換えた総額が2億4,029万4,000円となります。消費税の変更による増額は614万4,000円になります。計算の詳細を下欄に表記いたしております。下欄のほうをちょっと見ていただければ有り難いと思いますけれども、契約額が税込みで2億3,415万円ということで、平成25年度は5%の分で出来高払いを行いまして、これが税込みで1,911万円になります。このままでいきますと残りが2億1,504万円が5%の場合、なるわけですがけれども、これを8%に置き換えましたところ、下欄のほうにいきまして税込みで2億2,118万4,000円となりまして、先ほどの1,911万円を足しまして、合計で2億4,029万4,000円となります。

○委員長（志摩浩志君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第13号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午前11時14分」

「再 開 午前11時15分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。次に、自由討議に入ります。まず、議案第13号、議決事項の一部変更について（工事請負）の自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第13号についての自由討議を終わります。次に、陳情第1号、陳情書（「鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料補助制度の創設」について）の自由討議に入ります。意見はありますか。

○委員（新橋 実君）

先ほど説明を商工会・商工会議所と執行部の説明も頂きましたけれども、資料がまだ不十分でありまして、そういった中でこれをどうこうするというのはなかなか難しいのかなと思ったりします。だから、その辺の実際、阿久根市・出水市が両方からもらっているということでしたけれども、実際はまだ1か所であるというようなこともありまして、やっているのは薩摩川内市だけだというようなこともありまして。非常に大事なことですので、しっかりと資料をそろえていただいて、また次回でもしていただければというようなことで、私は考えております。

○委員（岡村一二三君）

陳情者、それから執行部、資料を頂きました。資料の作成年月日が違うというのも1点あります。ちょっと中身を具体的に慎重に審査をしたほうがいいと思っています。

○委員（下深迫孝二君）

先ほどいろんな意見も申し上げたわけですが、やはり今度はまた消費税も4月から上がる、そういった中で、非常に零細業者の人たちは、商工業でも大手だったら構いませんよ。なんだけれども、零細業者の人たち、本当に金策にも苦労されているということも事実です。ですから、そこら辺もやはり考慮する必要があるのではないかと、私を私は思っております。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、陳情第1号についての自由討議を終わります。以上で自由討議を終わります。次に、議案処理を行います。まず、議案第13号、議決事項の一部変更について（工事請負）について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第13号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、陳情第1号、陳情書（「鹿児島県制度資金利用に伴う信用保証料補助制度の創設」について）討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（新橋 実君）

先ほども自由討議の中で話をしましたが、やはり大事な案件でございます。執行部が提出した資料と商工会・商工会議所からもらった資料が違うという、年度の違いいということもありまして、やはりこういったことが、このままここで採択するというのはどういうものかと思っておりますので、やはり今後を考えて継続審査ということではいただければと私は思います。

○委員長（志摩浩志君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で討論を終わります。ただいま継続審査という意見が出ましたが、陳情第1号について継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者7名、起立多数と認めます。したがって、陳情第1号は継続審査とすることに決定しました。以上で議案処理を終わります。次に、委員長報告に付け加える点はございませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、委員長報告につきましてはそのようにさせていただきます。次に、閉会中の所管事務調査について、項目を「農林水産行政について」、「商工観光行政について」、「建設行政について」及び「水道行政について」として提出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは、そのように致します。次に、その他として何かございませんか。

○委員（新橋 実君）

先日の一般質問で中山間地域等直接支払制度について質問がありまして、実際、補助金を交付できないような状態、荒廃時の状態の所の土地が認定されたと。これは、私たち委員会にとっても非常に大事なことではないかと思えます。現状を、写真等で説明はされましたけれども、また来週には会計検査も予定されているという話も聞きました。私たち委員会の中でもやはり審査をしていく必要があるのではないかと思ひまして、提案いたします。

○委員（下深迫孝二君）

これは、一般質問でも行政側などもきちっと答えたように、こういう指導をして、今、こういうところまで進んでいますということもきちっと答えていますよね。しかも、これは横川町時代からの案件で、もう合併して8年になるわけですよ。一般質問をされた方も農業委員もされていたというようなことも私お聞きしましたけれども、これを今さらここに持ってきて、とり方によっては選挙の後遺症という形にとられてもしょうがないと思ひますよ。やはり同じ議員同士で足の引っ張り合いをするのではなくて、それを行政がきちっと指導をしても聞かなかったということであれば、そういうことも取り上げなければいけないんでしょうけれども。霧島市になってこんなものを持ち込んでこられても、正直言って迷惑な話ですよ。議会がみんなそんなふうではないのかなというふうに思われるわけでもあるわけですから。何か聞きますと、補助金の返納もされているといったような話も聞いていますよ。だから、そこら辺は横川町時代にきちっと解決をしていただければ一番良かったわけであって、これを合併して8年も経った今、こういうことを取り上げていただいても非常に委員会としても迷惑な話です。ということを私は考えております。

○委員（岡村一二三君）

今、同僚委員の発言を聞いていますと、農業委員をしてという話と選挙のという話がありましたが、私が一般質問をしたからそういう発言になったのかなというふうに聞こえたんですが、私の質問については、周りの地域住民から声がありまして、これを一般質問の材料に取り上げたわけですので、不公平があるのではないかと、補助金制度もこうではないかという話がありまして、じゃあ聴いてみましょうというのが1点。あと、御存じのように、一般質問をお聞きされたわけですので、農業委員会が平成22年から個別農業委員さんによる1筆調査を、利用状況調査をやりましたよという説明もありましたので、それらを据えてどんな調査がなされたのか、不当であったのかということなんですよ。したがって、それについては農振農用地が入っていましたよ。農振農用地は執行部の管轄ですので、それを私は題材として質問をさせていただきました。疑義をただすのが私どもの仕事だろうと思っている観点から質問をしたわけです。それで、明らかになったのが、今回の案件であります。それで、補助金を返されたという話を今、されましたが、私はその件については全く皆無であります。

○委員（下深迫孝二君）

農振農用地というのも横川町時代から農振農用地であったのではないかと思ひますけれども、そこら辺は我々はちょっとよく分からないけれども、そこら辺は、それでは一般質問をされた岡村委員にお尋ねをしますけれども、農振農用地だということは存じ上げていらっしやらなかったんですか。

○委員（岡村一二三君）

農振農用地は霧島市になってから見直しをもう2回ほどやっています。だから、私どもが部外者で、この土地がどうこうと、それぞれを把握する状況ではありませんので、農業委員会と執行部が農振農用地はもう十分御存じのはずですから、横川町時代がそうだったから今も引きずって農振農用地になっているという考え方は、ちょっと若干、私は理解できないところです。

○委員（下深迫孝二君）

今、農振農用地を減らしていくということは、まずないんですよ。私も農業委員を2年、今回させてもらった。京セラ辺りでは土地をまとまった形で外しました。今度が入っていない所までも入れていくと。中山間をするためには、入れるためには、農用地に入っていないと、まずこれは入れられないということも、私の所も入れていますから存じておりますけれども、だからその中山間地域の直接支払に入っていたということは、農用地に入っているということなんですよ。だから、それを今まで放置されていて、今、言うように、ここに来てされること自体が、私どもから見たら、ほかの方もそうだと思いますけれども、選挙の揚げ足取り、引っ張りっこをしているというふうにしか受け取れませんよ。これはほかの地域の議員がやっているなら、まだそういうことも考えもしませんけれども。だから、もう少し、わずか26人しかいない議員の仲間でやっているわけですから、それで彼が全く正しいふうに直そうとしていないというのであれば、これは行っているような調査もしなければいけないと思いますよ。それを行政指導に従ってやっているという話も聞いていますよね。行政からもそういう答弁でしたよね。だから、そこら辺はもっと大きな気持ちで見られたらどうですか。

○委員（岡村一二三君）

私と下深迫委員とのやり取りにはならないと思います。そうはならないと思いますので、選挙の揚げ足取りという話もされましたが、それは失礼だと思いますよ。委員長、それはもう懲罰に値しますよ。私は一個人を同僚議員を揚げ足取りなんて言われると、それはおかしい発言になります。一言は申し上げておきます。その執行部の一般質問の答弁は、それぞれもう皆さん御存じです。会議録ももう縦覧できると思います。それで、明らかになった事案を、先般も行政視察の話もありましたが、明らかになった霧島市の執行部のやり方、そういったものを、やはり当委員会では調査をしてこその他の県の実態、行政視察というのが生まれてくると思っています。そういった観点から新橋委員も発言をされたのかなと思うところであります。

○委員（厚地 覺君）

この問題は、選挙の引っ張り合いと、そういう発言もありましたけれども、それは抜きにして、私も隣町、隣りでありますし、いろんな方々からそういう批判も頂きました。議会としてこのまま放置していいのかと。だから、私は委員長に報告した当時は、まだそのままの状態であったものですから、当時そういう現地をまず見ていただきたいという報告を致しました。そしてまた、この地におきましては、平成二十二、三年頃からだだったと思いますけれども、これも霧島市になってからでございますから、農業委員会としても一筆調査をちゃんとやっています。その農業委員がそこを完全に見ずに報告したのかどうか分かりませんが、やはり農業委員たるものも、そのとき当時、やはり金をもらって、時間当たり七百幾らの金をもらっているわけですから、やはりその辺も引っ掛かってくると思います。ましてやこの地はもう十数年ですか、こういう金をもらっている

わけですから、やはりその時点で、「いや、私のあの所は農地ではないよ」と、「もう現況を見てくれ」ということで、当然金を返納すべきだと思うんですけども、やはりその辺から我々、隣町に対しても、いろいろ議会としてもそのままでいいのか、委員会は何しているのかという突っ込みがいろいろありましたものですから、私は委員長に報告したまでです。だから、こういうのはやはり一月前に現地調査をやっておけば、まだ問題が、解決策もあったかと思えますけど、今となっては来週ですか、もう会計検査が入るわけですから、その前にやはり委員会としても1回くらいは現地を見てどういう状態であったということを見るべきだと私は思っております。

○委員（下深迫孝二君）

岡村委員に私、選挙関係のと申し上げましたけれども、あなたも行政におられた人間ですよ。あの道路を無断で掘削して、そしてホースを引き抜いて、復旧工事をしなさいということで行政は言ったということを行いましたよね。その後、そういう場合、必ず行政は復旧工事をした所を確認するんですよ。国分の場合にはですよ。私は国分の議員もしておりましたので。それを横川だって行政ですからやっていると思うんです。それをまた今さら、今度はそのときに検査をして、いいですよという許可を出したのについて、あなたはもう一回その本人にやらせるということをおっしゃいましたよね。であれば、何のために行政というのはいるのか。そこでOKという許可を出したのであれば、それ以上、今さらもうそれから十何年になっているものを本人にまたしろというのは、おかしい話だと思ったので、私も選挙絡みもあるのではないのということを今、申し上げたんです。

○委員（岡村一二三君）

その案件と、今、現地調査の案件は全く違うと思います。それは後の段階で、市長、こういう事例もあったという話ですので、全く本質が違いますので。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休憩 午前11時33分」

「再開 午前11時36分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。今、いろいろ意見が出ておりますけれども、これはもう採決したいと思いますが、よろしいですか。

○副委員長（前島広紀君）

今、二つ意見がありますけれども、今後の委員会の日程から見れば、予算常任委員会がずっとある関係で、19日まで予算常任委員会、それから20日が農業委員会、そうすると今度もう21日から23日まで休みになるんですよ。それで、24日が小学校の卒業式、これは午前中かな、そういう予定がちよっと詰まっていることを報告したいと思います。

○委員長（志摩浩志君）

執行部のほうにもまだ連絡はしていないわけですよ、計画はなかったわけだから。

○委員（新橋 実君）

今日は私も午前中のつもりでいたわけですけども、どうしても時間があっても執行部が許せば今日でも私はいいと思ったんですけども、どうしてもできない場合は13日が予備日になっていま

すので、予備日を使って現地調査をしたらどうかと。ちょっと遅くなりましたけれども、そういうふうに対応できたらと思います。

○委員長（志摩浩志君）

それでは、現地調査について、やるべきである・やらないでいいという両方の意見がございますので、まず現地調査に賛成の方、やるべきであると賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

現地調査に賛成の方が5名、これは賛成多数です。現地調査を行いたいと思います。日取りはどうですか。

○委員（厚地 覺君）

時間的余裕はないんですけども、会計検査がここ来週当初入るとなれば、もし今日、時間的余裕と、それとまた担当部課の余裕があったら今日午後にでもと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長（志摩浩志君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午前11時41分」

「再 開 午前11時47分」

○委員長（志摩浩志君）

再開します。現地調査、今、打ち合わせましたけれども、13日、執行部、農業委員会事務局が同行して、時間は、中学校の卒業式だそうですけれども、14時でいいですか。

[[「はい」と言う声あり]

14時にこの部屋に集合。開会后、すぐ出発いたします。ほかにはございませんか。

[[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了いたしました。以上で産業建設常任委員会を散会いたします。

「散 会 午前11時49分」